

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 5 2 号  
2 0 1 5 年 4 月 2 1 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 「カンテラ清掃」に関する申し入れ

4月14日、名古屋車両所で名古屋車両所所長名が印した標題の紙面が配布された。社員への説明はいっさいなく、紙面が配布されているだけで管理者に聞いても管理者自身何ら把握しておらず詳細が分からない。紙面によると作業日時が4月15日以降となっており現場に混乱を招いている。

よって、以下のとおり申し入れるので早急に労使協議の場を設定し誠意ある回答を求める。

### 記

1. 「カンテラ清掃について」なる作業の目的を明らかにすること。
2. 作業者、作業内容を指示しているが、業務として指示しているのか。仮に勤務ならばその根拠を明らかにすること。
3. 勤務ならば日勤時間帯のどの時間帯に超過勤務として取り扱うのか明らかにすること。
4. 紙面の発行日付が4月14日であり作業日時が「4月15日以降」となっているが、準備期間、説明もなく指示した目的と、この時期に「カンテラ清掃」を指示する目的を明らかにすること。
5. 作業者を「日勤保守班」のみに指示した理由を明らかにすること。またその他、技術や管理者の社員に指示しない理由を明らかにすること。
6. これまで「カンテラ清掃」は誰がどの時間帯で行ってきたのか。明らかにすること。
7. 作業場所が「復旧資材庫横」となっているが、安全上、換気の問題はないのか。明らかにすること。
8. 清掃には火気に関する危険が伴うが、安全衛生上の責任者は誰なのか明らかにすること。
9. カンテラ清掃も重要な作業である。清掃の見習い時期、期間の計画を明らかにすること。
10. カンテラの管理数を明らかにすること。また、「カンテラ清掃」の終了時期が明記されていないが、清掃は繰り返し何度も行う予定なのか明らかにすること。
11. 現場管理者に詳細を尋ねたが「聞いてない」とのことであった。「カンテラ清掃」は所長の独断なのか。明らかにすること。

以上